令和2年度答申第22号令和2年7月16日

諮問番号 令和2年度諮問第11号(令和2年6月10日諮問)

審 査 庁 厚生労働大臣

事 件 名 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金交付決定取消処分に関する 件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求については、審査請求人がした違反行為の具体的な 内容や程度等について吟味し、審査請求人に対して補助金等の交付決 定を取り消すことができるかについての法的検討を尽くす必要がある から、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断 は、妥当とはいえない。

理由

第1 事案の概要

本件は、A労働局長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人X(以下「審査請求人」という。)に対してした中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金 引上げ額選択コース)を交付する決定(以下「本件交付決定」という。)について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)17条1項の規定に基づき、その全部を取り消す処分(以下「本件交付決定取消処分」という。)をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 補助金等適正化法17条1項は、「各省各庁の長は、補助事業者等が、 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交 付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の 長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消 すことができる。」と規定している。
- (2) 厚生労働省は、平成28年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金 引上げ額選択コース。以下「平成28年度業務改善助成金」という。)について、「平成28年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金 引上げ額選択コース)交付要綱」(以下「本件助成金交付要綱」という。)を定めており、本件助成金交付要綱4条4項1号イは、中小企業事業者が、平成28年度業務改善助成金の交付の決定の日の前日から起算して6月前の日から、当該決定の日以降6月を経過した日までの間に、当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合は、平成28年度業務改善助成金の交付の対象としないとして、平成28年度業務改善助成金の不交付事由を定めている(以下、上記の不交付事由を「本件不交付事由」という。)。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1)審査請求人は、平成29年3月30日、処分庁に対し、平成28年度業 務改善助成金の交付申請(以下「本件申請」という。)をした。

本件申請の申請金額は1,500,000円で、事業の目的及び内容は、 平成29年4月1日から事業場内の最低賃金(時間給)を920円から1, 030円に引き上げるとともに、生産性向上に資する設備として車いす対応 の車両を導入するというものである。

(平成28年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金引上げ額選択コース)交付申請書)

(2) 審査請求人は、平成29年4月1日、事業場内の最低賃金(時間給)を920円から1,030円に引き上げた。

(平成28年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)事業実績報告書)

(3) 処分庁は、平成29年7月27日付けで、本件申請に対し、補助金等適 正化法6条1項の規定により、助成金1,500,000円を交付する決定 (本件交付決定)をした。 (平成28年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金引上げ額選択コース)交付決定通知書)

- (4)審査請求人は、平成30年1月25日、車いす対応の車両を導入した。(平成28年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)事業実績報告書)
- (5)審査請求人は、平成30年4月10日、処分庁に対し、事業実績報告書を提出した。

(平成28年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)事業実績報告書)

(6) 処分庁は、平成30年4月19日付けで、審査請求人に対し、「交付要綱第4条第4項第1号イの不交付事由に該当するため(交付決定日以降6月を経過した日までの間に、当該事業場に、雇用形態の変更により時間当たりの賃金額が引き下げられた労働者がいたため)。」との理由を付して、補助金等適正化法17条1項の規定に基づき、本件交付決定の全部を取り消す処分(本件交付決定取消処分)をした。

(平成28年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金引上げ額選択コース)交付決定取消通知書)

(7)審査請求人は、平成30年7月17日、審査庁に対し、本件交付決定取消処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(8)審査庁は、令和2年6月10日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

処分庁が時間当たりの賃金額が引き下げられたと判断した労働者(以下「対象労働者」という。)の雇用形態の変更(期間限定の非正規職員から正規職員への転換)は、広義の処遇改善であり、平成28年度業務改善助成金の目的を達成するものである。また、審査請求人の給与体系では、正規職員に転換した場合、賞与等も含めて算出すれば、時間当たりの賃金額は下がらないから、本件不交付事由に該当する事実はない。したがって、本件交付決定取消処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

処分庁は、対象労働者の雇用形態の変更前後の給与を基に、時間当たりの賃

金額が、1,269.47円から1,154.01円に変更され、115.4 6円の減額となると算定していることが認められる。

本件不交付事由の「時間当たりの賃金額」については、その定義が、法令及び本件助成金交付要綱のいずれにも規定されていないが、平成28年度業務改善助成金の制度の趣旨等を踏まえると、最低賃金法(昭和34年法律第137号)3条に規定する最低賃金額の算定と同様と解釈すべきであり、この場合、同法4条3項及び最低賃金法施行規則(昭和34年労働省令第16号)1条に規定する賃金は、最低賃金の適用を受ける労働者の賃金に算入しないとされている。具体的には、審査請求人の賃金規程を踏まえれば、賞与は、「1月を超える期間ごとに支払われる賃金」(最低賃金法4条3項1号、最低賃金法施行規則1条1項)であり、職務手当は、「所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金」(最低賃金法4条3項2号、最低賃金法施行規則1条2項1号)であり、通勤手当は、「当該最低賃金において算入しないことを定める賃金」(最低賃金法4条3項)に当たると解釈されており、いずれも、上記の算入しない賃金に当たることは明白である。

以上によれば、処分庁が、本件について、本件不交付事由に該当すると判断 したことに誤りはなく、補助金等適正化法17条1項の規定に基づいてした本 件交付決定取消処分は妥当である。したがって、本件審査請求は理由がないか ら棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件交付決定取消 処分は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしてい る。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年6月10日、審査庁から諮問を受け、同年7月2日及 び同月16日の計2回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和2年6月25日付けの主張書面の提出を受けた。 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件では、反論書の提出(平成30年11月16日付け)から審理員意見書の提出(令和2年5月27日付け)までに1年6か月以上もの長期間を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年11か月もの期間を要している(上記第1の2の(7)及び(8))。審査庁において、審査請求事件の進行管理の仕方を改善するなど、迅速な手続を確保することについて、真摯な対応が求められる。

- (2)上記(1)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に 特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。
- 2 本件交付決定取消処分の適法性及び妥当性について
- (1) 本件不交付事由の該当性について

処分庁は、本件交付決定の日以降6月を経過した日までの間に、雇用形態の変更により時間当たりの賃金額が引き下げられた労働者(対象労働者)がいたとして、本件不交付事由に該当することを理由に本件交付決定取消処分をした(上記第1の2の(6))。

これに対し、審査請求人は、賞与等も含めて算出すれば、対象労働者の時間当たりの賃金額は下がらないから、本件不交付事由に該当する事実はないと主張している(上記第1の3)。

そこで、まず、審査請求人に本件不交付事由が認められるかについて検討すると、本件助成金交付要綱によれば、平成28年度業務改善助成金の交付は、「賃金の引上げを行うことを目指し、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業者に対し、その費用の一部を助成し、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金(最低賃金法4条の最低賃金をいう。)の引上げに向けた環境整備を図ること」を目的としている(3条)。そして、本件助成金交付要綱は、平成28年度業務改善助成金の不交付事由の一つとして、「当該事業場の労働者の時間当たりの賃金を引き下げた場合」を掲げている(4条4項1号イの本件不交付事由)が、関係法令や本件助成金交付要綱及び「平成28年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金引上げ額選択コース)交付要領」のいずれにおいても、本件不交付事由の「時間当たりの賃金」の定義についての定めは置かれていない。

しかし、平成28年度業務改善助成金の交付目的(最低賃金の引上げに向けた環境整備)等の本件助成金交付要綱の定めを全体として見れば、当該「時間当たりの賃金」の「賃金」は、最低賃金法4条1項に規定する「賃金」(最低賃金の計算の対象となる賃金)と同意義であると解するのが整合的であり、当該「賃金」に同条3項各号に掲げる賃金は算入しないとされている(同項本文)から、「1月を超える期間ごとに支払われる賃金」(同項1号、最低賃金法施行規則1条1項)である賞与等は、当該「時間当たりの賃金」には含まれないということができる。

これを本件について見ると、処分庁が、審査請求人が提出した事業実績

報告書等について審査をし、審査請求人の担当者に対して聴取をするなどして検討をした結果、処分庁は、本件申請に係る事業場の労働者のうち、対象労働者の時間当たりの賃金額(最低賃金計算の対象となる所定内給与額に基づく算出。賞与等は含まない。)が、平成29年1月から同年12月まで(賃金計算期間)は1,269.47円であったところ、平成30年1月(賃金計算期間)から1,154.01円に変更され、115.46円の減額となっていること、そして、当該減額は、本件交付決定がされた日(平成29年7月27日付け)から6月を経過した日までの間にされたことを認定した(弁明書添付の別添8)。

そうすると、審査請求人は、「交付決定の日以降6月を経過した日までの間に、当該事業場の労働者の時間当たりの賃金を引き下げた場合」(上記第1の1の(2))に当たるから、審査請求人に本件不交付事由が認められるということができ、これを覆す事情は見当たらない(なお、処分庁は、賞与、昇格等の処遇がされること等の事情を考慮しても、対象労働者の処遇の変化は、上記の時間当たりの賃金額の減額を補うには十分ということはできないと判断している。)。

審査請求人は、介護保険における介護職員処遇改善加算については、賞与の増額も賃金改善に該当するとの取扱いがされていると指摘して、上記「時間当たりの賃金」も賞与等を含めて算出すべきであり、そうすれば、本件不交付事由に該当しないと主張しているが、介護職員処遇改善加算は、本件の平成28年度業務改善助成金とは制度の根拠や趣旨等を異にしているから、両者で同一の取扱いをすべきであるとの審査請求人の上記主張は採用することができない。

(2) 本件交付決定の取消事由の該当性について

次に、処分庁は、審査請求人に本件不交付事由が認められることを理由として、補助金等適正化法17条1項の規定に基づき、本件交付決定取消処分をしたから、審査請求人が、同項の交付決定の取消事由に該当するかについて検討すると、一件記録によれば、本件交付決定がされてから、本件交付決定取消処分に至るまでの経緯は、以下のとおりである。

ア 処分庁は、補助金等適正化法6条1項の規定に基づき、本件交付決定を した。本件交付決定の通知書には、審査請求人は、補助金等適正化法、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政 令第255号)及び本件助成金交付要綱の定めるところに従わなければ ならないとの記載があった。

- イ 審査請求人は、本件申請の事業の目的及び内容のとおり、事業場内の最低賃金(時間給)を920円から1,030円に110円引き上げ、生産性向上に資する設備として車いす対応の車両を導入したとして、処分庁に対し、事業実績報告書を提出した(上記第1の2の(2)、(4)及び(5))。
- ウ 処分庁が、上記イの事業実績報告書について審査等をした結果、当該事業場の労働者のうち、事業実績報告書の提出時点で既に退職をしていた対象労働者の時間当たりの賃金額(最低賃金計算の対象となる所定内給与額に基づく算出)が、事業場内の最低賃金の引上げ幅(110円)を上回る115.46円の減額となっていることが認められた。処分庁は、非正規職員から正規職員に転換して無期雇用となること、賞与、昇格等の処遇がされること等の事情を考慮しても、対象労働者の処遇の変化は、上記の時間当たりの賃金額の減額を補うには十分ということはできず、当該減額は、人材確保のための審査請求人の都合による賃金引下げに当たるとして、審査請求人に本件不交付事由が認められると判断した(弁明書添付の別添8)。
- エ 処分庁は、上記ウの検討を経て、事業実績報告書の提出を受けてから10日後に、補助金等適正化法17条1項の規定に基づき、本件交付決定取消処分をした。処分の理由として、当該事業場に、雇用形態の変更により時間当たりの賃金額が引き下げられた労働者がいたとの本件不交付事由の該当性を指摘している(上記第1の2の(6))。

以上によれば、処分庁は、本件不交付事由の定めを含む本件助成金交付要綱を遵守することが本件交付決定に附した条件(補助金等適正化法7条)に当たるとの前提に立ち、本件不交付事由該当性が認められる審査請求人は、本件交付決定に附した条件に違反し、本件交付決定の取消事由(各省各庁の長は、補助事業者等が、・・・その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件・・・に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる(補助金等適正化法17条1項)。)に該当すると判断して、同項の規定に基づき、本件交付決定取消処分をしたと考えられる。

この補助金等適正化法17条1項による補助金等の交付決定の取消し(撤回)は、安易にされてしまうと交付決定によって成立した法律関係及び補

助事業者等の信頼が害されることになるから、形式的に、補助事業者等に違反行為(条件違反行為)があるというだけで直ちにすることができると解すべきではなく、その違反行為の内容及び程度、その違反行為に対する行政庁の対応ぶり等を総合的に考慮して、上記法律関係を維持することが補助金等の交付目的を阻害することになると認められる場合に初めてすることができると解するのが相当である。

これを本件について見ると、上記で認定した本件交付決定取消処分に至る までの経緯によれば、審査請求人が対象労働者の雇用形態を変更(非正規職 員から正規職員に転換)して時間当たりの賃金額を引き下げた場合、本件助 成金交付要綱が定める本件不交付事由(当該事業場の労働者の時間当たりの 賃金額を引き下げた場合は、平成28年度業務改善助成金の交付の対象とし ない。) に該当し、本件交付決定に附した条件違反に当たること、すなわち、 処分庁は、最低賃金計算の対象となる所定内給与額に基づき当該「時間当た りの賃金額」を算出する取扱いとしていること(「時間当たりの賃金額」に 賞与等は含まれないこと) について、審査請求人が認識して補助事業等を遂 行することができるよう、本件交付決定をする際に、処分庁が、審査請求人 に対し、明確に説明をしていた形跡は認められない。そして、その後の事業 実績報告書の審査や審査請求人の担当者に対する聴取等をする過程において も、処分庁が、審査請求人に対し、上記の「時間当たり賃金額」の算出方法 について明確に説明をしたり、本件交付決定で成立した法律関係(補助金等 を交付する関係)を維持することが適当かについて議論をしていた形跡は認 められない。そうすると、本件では、審査請求人は、対象労働者の雇用形態 の変更が「時間当たりの賃金額を引き下げた場合」に該当し、本件不交付事 由に該当することについて認識することができていたか、そして認識してい たとして、それでもなお雇用形態の変更を企図したものか、さらに、その後 の事業実績報告書の審査等の過程において、本件交付決定で成立した法律関 係を維持するために必要な検討の機会を与えられていたのかについて、必ず しも明らかではない。

また、処分庁が本件不交付事由に該当すると認定した事例は、対象労働者の雇用形態の変更に係るもののみであり、事業実績報告書の提出時点で、対象労働者が既に退職をしていたこと、他方で、審査請求人は本件申請の事業の目的及び内容のとおり、事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備を導入したこと、対象労働者の時間当たりの賃金額の引下げにより、

上記の引き上げられた事業場内の最低賃金が引き下げられてはいないことと、 上記の審査請求人の認識や企図の程度や処分庁の対応ぶりとを考え併せるな らば、本件では、審査請求人がした本件不交付事由に該当する違反行為(対 象労働者の時間当たりの賃金額の引下げ)が、本件助成金交付要綱が定める 交付目的を阻害する程度に重大なものであって、本件交付決定によって成立 した法律関係を消滅させる(本件交付決定を取り消す)こともやむを得ない 事情があると認めるのは困難といわざるを得ない。

したがって、処分庁は、補助金等の交付決定の取消しという最も重い処分を選択するに当たって、審査請求人がした違反行為の具体的な内容や程度等について十分に吟味して、その違反行為が補助金等適正化法17条1項の交付決定の取消事由に該当するかについての法的検討を尽くすことなく、形式的に、審査請求人に本件不交付事由が認められると認定したことをもって直ちに、本件交付決定取消処分に及んだというほかない。

そして、審査庁及び審理員も、上記で検討してきた点について、何ら説明をすることなく、本件諮問をしてきた(諮問説明書、審理員意見書)のであるから、処分庁の対応ぶりも含めた上記の事情において、本件交付決定の取消しができるかについての法的検討を尽くしていないといわざるを得ない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に 係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審查会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹